

# 「東日本大震災義援金」、「平成28年熊本地震災害義援金」、「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」、「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」の受付について

各地に甚大な被害をもたらした、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月5日からの大雨災害義援金、平成30年北海道胆振東部地震につきましては、現在も多くの方から義援金をお寄せいただいています。

つきましては、日本赤十字社山梨県支部、熊本県共同募金会、北海道共同募金会において、以下のとおり引き続き義援金を受け付けます。

## 【日本赤十字社山梨県支部】

### 1 義援金名称と受付期間

「東日本大震災義援金」	令和2年3月31日（火）まで
「平成28年熊本地震災害義援金」	令和2年3月31日（火）まで
「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」	令和2年3月31日（火）まで
「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」	令和2年3月31日（火）まで

### 2 受入窓口

#### ①日本赤十字社山梨県支部（持参の場合）

甲府市池田1丁目6番1号

（午前8時45分～午後5時15分 土、日、祝祭日を除く）

#### ②郵便局

口座番号「00480-3-7777」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

\* 窓口での取扱の場合、振込手数料は免除

#### ③山梨中央銀行

下飯田支店 普通口座 「80179」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

\* 手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

#### ④甲府信用金庫

本店 普通口座 「0448543」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

\* 手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

#### ⑤山梨信用金庫

池田支店 普通口座 「190196」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

\*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

※郵便局・金融機関の振込の場合は、通信欄または備考欄に「〇〇義援金」と明記して下さい。

※領収証発行を希望の場合は、送付先住所を明記し、通信欄または備考欄に「領収書希望」と記入してください。

### 3 義援金について

日本赤十字社にお寄せいただく義援金は、手数料などいただくことなく全額が被災都道府県に設置された「義援金配分委員会」を通じて、被災された方々に届けられます。

### 4 日本赤十字社山梨県支部に関する問い合わせ先

〒400-0062 山梨県甲府市池田1丁目6番1号

TEL 055-251-6711

日本赤十字社山梨県支部 総務課

（午前8時45分～午後5時15分 土、日、祝祭日を除く）

## 【熊本県共同募金会】

### 1 義援金名称

「平成28年熊本地震義援金」

### 2 募集期間

平成28年4月15日（金）から2020年3月31日（火）まで

### 3 義援金の振り込み窓口等

#### ①肥後銀行

水道町支店 普通口座 「1281400」

口座名義「社会福祉法人熊本県共同募金会」

\*窓口からの振込手数料は無料。備考欄に「熊本地震義援金」と記入。

#### ②熊本銀行

花畑支店 普通口座 「0025449」

口座名義「社会福祉法人熊本県共同募金会」

\*窓口からの振込手数料は無料。備考欄に「熊本地震義援金」と記入。

#### ③ゆうちょ銀行

口座番号「00950-2-174321」

口座名義「熊本県共同募金会熊本地震義援金」

\* 全国ゆうちょ銀行（郵便局）窓口からの振込手数料は無料。「熊本地震義援金」である旨お申し出ください。

## 5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。①各金融機関等での振込金受領証または②熊本県共同募金会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となる。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、熊本県共同募金会の「平成28年熊本地震義援金募集要綱」（別添参照）も確定申告時に合わせて必要となる。

## 6 義援金の配分

熊本県共同募金会でとりまとめた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分する。

## 7 問い合わせ先

社会福祉法人熊本県共同募金会

TEL 096-354-3993 FAX 096-353-4566

E-mail info@akaihane-kumamoto.jp

## 【北海道共同募金会】北海道胆振東部地震

### 1 実施期間

平成30年9月12日（水）から令和2年3月31日（火）まで

### 2 実施方法

期間中、関係機関・関係団体等に働きかけるとともに、義援金を受付ける。

### 3 義援金の受付

義援金は北海道共同募金会並びに市町村共同募金委員会で受付ける。

### 4 義援金の振り込み窓口等

#### ①ゆうちょ銀行

口座番号「00170-8-635111」

口座名義「北海道共募 北海道地震災害義援金」

\* 全国ゆうちょ銀行（郵便局）窓口からの振込手数料は無料

## ②北洋銀行

道庁支店 普通口座 「3587208」

口座名義「社会福祉法人北海道共同募金会北海道胆振東部地震災害義援金口」

\*本・支店窓口及びATMからの振込手数料は無料（同行間での振込に限る）

## ③北海道銀行

道庁支店 普通口座 「0404433」

口座名義「社会福祉法人北海道共同募金会」

\*本・支店窓口及びATMからの振込手数料は無料（同行間での振込に限る）

[送金手数料免除期間]

平成30年9月12日（水）から**令和2年3月31日（火）**まで

## ④現金書留（住所は下記7に記載のとおり）

本会宛の現金書留封筒宛名の左側に「救助用」と記載のこと

\*郵便料金免除期間：平成30年9月12日（水）から**令和2年3月31日（火）**

※りそな銀行札幌支店口座での受付は平成31年3月31日をもって終了しました。

## 5 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、「北海道災害義援金募集委員会」発行の領収書または金融機関で受け取る振込金受領証等に、北海道共同募金会発出の義援金募集要綱（別添参照）を添えて御提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

## 6 義援金の配分方法

寄せられた義援金は北海道共同募金会がとりまとめ、日本赤十字社北海道支部等の関係団体にて設置する「北海道災害義援金募集委員会」に全額集約し、公正、適正に被災対象地域に配分します。

## 7 事務局

社会福祉法人北海道共同募金会

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階

TEL 011-231-8000 FAX 011-231-8003